

## 4. その他

# 特惠税率はこちらから確認できます

(例) 19類の場合

①『輸出入の手続き』をクリック

②『実行関税率表』をクリック

③『実行関税率表』(最新版は2017年5月16日版)をクリック

③(第19類の)税率をクリック

④GSP、各EPAの特惠税率を確認できます  
(空欄の箇所には特惠税率は設定されていません)

税関ホームページ  
<http://www.customs.go.jp/>

品目	品名	税率	GSP	EPA
1901	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物			
1902	糖類及び砂糖菓子			
1903	ココア及びその調製品			
1904	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品			
1905	...			
1906	...			
1907	...			
1908	...			
1909	...			
1910	...			
1911	...			
1912	...			
1913	...			
1914	...			
1915	...			
1916	...			
1917	...			
1918	...			
1919	...			
1920	...			
1921	...			
1922	...			
1923	...			
1924	...			
1925	...			
1926	...			
1927	...			
1928	...			
1929	...			
1930	...			
1931	...			
1932	...			
1933	...			
1934	...			
1935	...			
1936	...			
1937	...			
1938	...			
1939	...			
1940	...			
1941	...			
1942	...			
1943	...			
1944	...			
1945	...			
1946	...			
1947	...			
1948	...			
1949	...			
1950	...			

# 各EPAの内容はこちらから確認できます



(下にスクロール)

ピックアップ

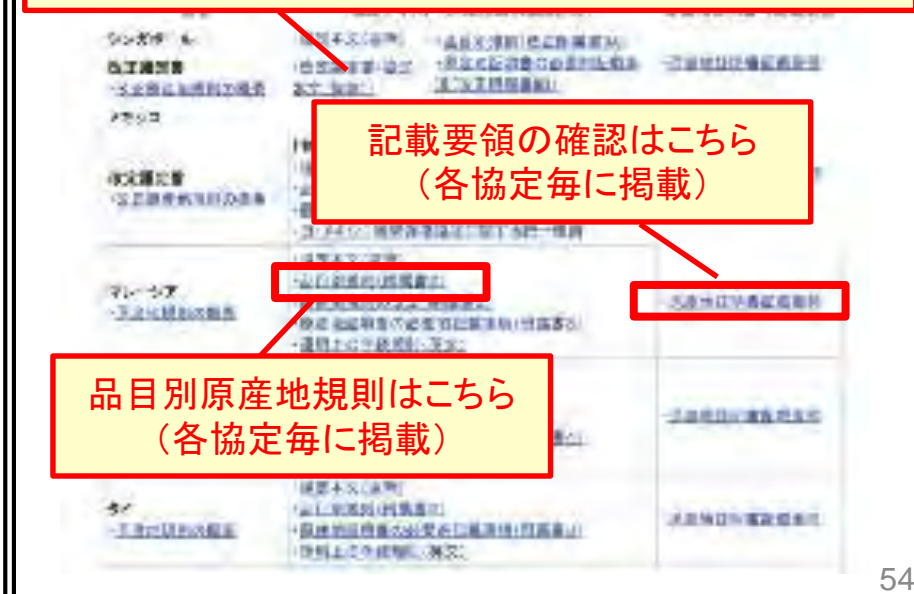
(ピックアップ中)  
原産地規則ポータル

①税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

②原産地規則ポータル中「協定・法令等」をクリックします。



③各協定の品目別規則・原産地証明書記載要領等を確認できます。



記載要領の確認はこちら  
(各協定毎に掲載)

品目別原産地規則はこちら  
(各協定毎に掲載)

# 「不備のある原産地証明書等の取扱い」等はこちらから確認できます



(下にスクロール)

ピックアップ

政策

原産地規則ポータル

原産地証明手続

「原産地証明手続」をクリックすると、以下のファイルを確認できます。

- ・各原産地証明書の記載要領、記載事項の比較表
- ・経済連携協定の通関手続きについて
- ・GSPの原産地証明書発給機関一覧
- ・「自己申告制度」利用の手引き
- ・「不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い」について

税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」の「政策」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>



# 輸出者の皆様へ

○ EPAの内容は、日本及び締約相手国でも取り扱いは同じですので、原産地規則を満たせば、輸出締約国でも特恵税率で申告できます。

## ○ 輸出の際にご参考となるHPの例

- ・ 税関HP「リーフレット(かんたんEPA(経済連携協定)ガイド ご存知ですか？EPA」  
[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/EPA\\_guide.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/EPA_guide.pdf)
- ・ 特定原産地証明書の取得について・・・日本商工会議所HP  
<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>
- ・ 輸出先締約相手国における譲許表を調べる・・・外務省HP  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>  
(各EPAの英文テキストに各国の譲許表が掲載されています)
- ・ 輸出先締約相手国の情報を入手する・・・日本貿易振興機構(ジェトロ)  
<http://www.jetro.go.jp/>



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、  
関税分類、原産地、関税評価、減免税についての



# 「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の分類(税番)、関税率、原産地、課税価格の算出  
方法、減免税の適用の可否等を文書で照会し、回答を文書で受けることが  
できる制度で、

- 事前に税番・税率等がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売  
計画が立てやすくなる。
- 貨物の税番・税率等がわかっているため、貨物の引取りが早くなる。
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し3年間尊重される。

などのメリットがあります。



カスタム君

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページの右側の「▼税関手続きの案内」→「税関様式及び記載要領」→「関税法関係[C]」  
で様式の一覧表が表示されます。
  - 関税分類については、「事前教示に関する照会書 (C-1000)」
  - 原産地については、「事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
  - 関税評価については、「事前教示に関する照会書(関税評価照会用) (C-1000-6)」
  - 減免税については、「事前教示に関する照会書(減免税照会用) (C-1000-22)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2、7-19の4をご参照ください。 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。



ご清聴ありがとうございました。

不明な点があれば

総括原産地調査官（東京担当）

03(3599)6527

にご照会ください！

